

経 済 産 業 省

20240321 商局第3号
令和6年3月25日

大規模小売店舗立地法運用主体

(都道府県、政令指定都市、都道府県から権限移譲された市町村) 各位

経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
商 務 ・ サ ー ビ ス グ ル ー プ
消 費 ・ 流 通 政 策 課

大規模小売店舗立地法対象店舗において駐車場に電気自動車(EV)
等の充電器を設置した場合の駐車スペースの扱いについて(改訂)

1. 政府は、2050年カーボンニュートラルに向けて、2035年までに乗用車の新車販売で電動車 100%にするという目標を打ち出し、この10年は電気自動車(EV)等の導入を強力に進めることとしています。EV等の普及に必要な充電インフラの整備については、令和5年10月に策定した「充電インフラ整備促進に向けた指針」において、充電器設置目標をこれまでから倍増した30万口とし、電動化社会構築に向け整備を加速することとしています。
2. EV等の普及に向けた課題の一つには、充電インフラの整備があり、大規模小売店舗の駐車スペースへの充電器の設置は、こうした課題を解決するための一つの方策となります。これにより、買物時間を利用して、駐車中に充電を行うことが可能となり、従来の駐車スペースを活かしながら、EV等を使用する買物客の来店を促すことができます。
3. 現在、大規模小売店舗の各対象店舗においては、店舗面積に応じて来客用の必要な駐車場の台数が決まっていますが、駐車場に充電器を設置した場合、その駐車スペースを必要台数として考慮できるかについては、法運用主体毎に判断されています。この際、EV等以外の自動車(ガソリン車等)の利用を完全に排除しないようなケース(例えば、EV等を優先する駐車スペース)、充電器を使用する車の利用に限定するケース(例えば、EV等を専用とする駐車スペース)のいずれの場合についても、例えば駐車場の総台数

や稼働状況を踏まえ、周辺の地域の生活環境の保持に配慮されたものであれば、必要な駐車場の台数に算入し得ます。法運用主体におかれては、EV等の普及に向けて、設置者等からの相談・届出手続き等に対応いただけますようお願いいたします。

以上